

給湯省エネ 2024 事業事務局 殿

給湯省エネ 2024 事業 共同事業実施規約

給湯省エネ 2024 事業(以下、「本事業」という。)に係る補助金(以下、「本補助金」という。)の交付を受けるため、甲(「給湯省エネ事業者」として登録を受けた施工業者等^{※1})並びに乙(本補助金に係る高効率給湯器等の導入に係る契約(以下、「本件契約」という。)を甲と締結する者^{※2})は、互いに以下の共同事業実施規約(以下、「本規約」という。)に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

※1: 機器の売買を含む工事請負契約(建設業法が定める工事請負契約に相当する内容を含む内容であれば、売買契約書、発注書/請書、工事請負契約書でも構わない)の元請事業者またはリース契約のリース事業者のこと(乙に電力又はガスを供給するエネルギー小売事業者を含む)

※2: 機器の売買を含む工事請負契約(建設業法が定める工事請負契約に相当する内容を含む内容であれば、売買契約書、発注書/請書、工事請負契約書でも構わない)の発注者またはリース契約のリース契約者のこと

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認します。

第1条(要件等の確認)

甲及び乙は、本補助金の交付規程及びマニュアル類等(以下、「交付規程等」という。)をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。

2 甲及び乙は、以下の①から⑩の全ての事項について、了解する。

① 本補助金の交付申請が不備なく完了するまでに本補助金の予算が終了した場合、本補助金の交付を受けられないこと。

② 本補助金の補助対象となる高効率給湯器等(以下、「補助対象製品」という。)の導入(以下、「本導入」という。)に対して、子育てエコホーム支援事業を含む国庫補助を財源とする他の補助金との併用は行わないこと(子育てエコホーム支援事業において、新築住宅の補助を受けている場合を含む)。

③ 国及び給湯省エネ 2024 事業事務局(以下、「本事務局」といい、国と総称して「事務局等」という。)が前号に違反する疑いがあると認めた場合、事務局等は、併用が疑われる他の補助事業の所管先に対して、本導入について甲及び乙が提出した本補助金の交付申請(以下、「本交付申請」という。)の情報を提供する場合があること。

④ 交付規程等に反して、若しくは怠慢、虚偽の申告及びその他の不正な手段(以下、「不適切な行為」という。)により、本補助金の交付を受け、又は受けようとしてならないこと。また、相手が不適切な行為を行っている、又は行おうとしていることを知ったときは、直ちに本事務局に報告しなければならないこと。

⑤ 事務局等が前号に違反する疑いがあると認めた場合、事務局等は、本交付申請において本事務局に提出した書類の発行元に対して、本交付申請の情報を提供する場合があること。

⑥ 乙は、本導入により設置した補助対象製品を善良な管理者の注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を行わなければならないこと。

⑦ 甲及び乙は、補助事業の完了から6年間、本事務局の承認なく、本導入により設置した補助対象製品を、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は不当に廃棄してはならないこと(本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く)。

⑧ 甲及び乙は、事務局等が、本補助金の適正かつ円滑な運営のために行う調査(本導入を行った住宅への現地確認を含む。)に協力しなければならないこと。

⑨ 事務局等が、本事業の効果検証を行う場合、甲及び乙は事務局等に協力すること。

⑩ 共同事業者が個人であり、本件契約を令和6年4月16日以降に締結している場合、補助対象製品の導入による温室効果ガス排出削減効果の「Jクレジット化のために、Jクレジット事業実施団体(Jクレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体をいう。)若しくは地方公共団体又は民間団体等が運営、管理するJクレジット制度に基づく排出削減事業(プログラム)に参加する意思を表明しなければならないこと。

ただし、ZEH補助金等、他のプログラムに入会しており、本事業の補助対象である給湯器の温室効果ガス排出削減効果が、既にクレジット化されている又は見込みである場合を除く。

⑪ 前十号に違反した場合、本補助金及び他の国庫補助金の交付を受けられないことがあること。

⑫ 甲から本事務局に提出した乙の個人情報の利用、保存及び管理には、(i)住宅省エネ2024キャンペーンのプライバシーポリシー及び(ii)本事業のプライバシーポリシーが適用されること。

(i) <https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/privacy/>

(ii) <https://kyutoku-shoene2024.meti.go.jp/privacy/>

第2条(申告)

甲及び乙は、以下の①及び②に該当しないことを互いに申告する。なお、②については、甲の役員等(実質的に経営に関与する者を含む、以下同じ)、乙が法人である場合は乙の役員等が該当しないことを含む。

① 過去、国庫補助金において、不適切な行為により補助金の交付停止や返還等の処分を受け、本事業への参加や補助金の交付に制限を受けている者(団体を含む)

② 暴力団若しくは暴力団員である、又は暴力団若しくは暴力団員と不適切な関係にある者

第3条(交付申請等)

本補助金における交付申請等の一切の手続きについて、乙は甲に委託し、甲はこれを受託する。委託を受けた甲は、本規約締結後遅滞なく本補助金の交付申請等の手続きを行い、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

2 甲及び乙は、本規約締結後交付申請が不備なく完了するまでの間、事務局が本補助金のホームページで公表する本事業の執行状況及び予算の執行状況について、随時確認するものとする。

第4条(本補助金の支払と還元)

甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。(本補助金は、本事務局が甲の提出した交付申請に交付決定を行った後、原則、補助金支払日として指定する日に甲に交付される。)

① 本件契約に係る乙の甲に対する債務に充当する方法

② 現金で支払う方法

2 前項の規定は、補助金の還元前に乙が死亡した場合、甲が乙の相続人に交付された本補助金を還元することを妨げるものではない。

3 補助金支払日以前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局は、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。破産手続開始決定前においては、破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあると事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する場合がある。

4 甲は、第1項の補助金支払日までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。第1項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知するものとし、当該受領期限までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとする。

第5条(本規約の解除)

乙は、甲が以下の①～③のいずれかに該当する場合、甲に書面で通知することにより、本規約を解除することができる。

① 甲が破産手続開始の申立てを行い、又はかかる申立てを行うおそれがあると事務局が合理的に判断した場合

② 甲が事務所、店舗、営業所等をすべて閉鎖した場合、その他甲が事業を継続していることが確認できない場合

③ 甲が乙及び事務局等からの連絡に正当な理由なく応答しない場合

2 前項に基づき乙が本規約を解除するにあたっては、乙は事前に本事務局に対してその旨を通知するものとする。

3 第1項に基づき乙が本規約を解除した場合には、事務局等は、その裁量により、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。

第 6 条(本補助金の申請ができない場合等の取り決め)

甲及び乙は、以下の①～④に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わなければならない。

- ① 交付申請が不備なく完了する以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合
 - ② 第 1 条第 2 項⑩により本補助金の交付を受けられない場合
 - ③ 第 2 条において虚偽の申告をした場合
 - ④ その他、本事務局が本補助金の交付目的に反すると判断し、本補助金の交付を行わなかった場合
- 2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

第 7 条(補助金の返還等)

第 1 条第 2 項⑩により補助金の交付を受けることができなくなった場合、本事務局は、本交付申請に対して補助金を交付せず、又は本交付申請に対する交付決定を取り消し、交付済みの補助金について、返還を求める。

- 2 甲及び乙は、本補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。
- 3 事務局等は、本条第 1 項に定める本補助金の返還命令、第 4 条第 2 項に定める補助金の還元に関する紛争、その他甲及び乙、並びに第三者との間で生じた紛争、並びにその他一切の損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに異議を申し立てないものとする。

令和 6 年 2 月 29 日 制定
令和 6 年 3 月 15 日 改定^{※3}

※3：令和 6 年 4 月 15 日以前に契約する補助事業は、令和 6 年 2 月 29 日制定の書式でも交付申請が可能です。
令和 6 年 4 月 16 日以降に契約する補助事業は、令和 6 年 3 月 15 日改定の書式でのみ交付申請が可能です。

甲及び乙は、本書を 2 通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ 1 通を保管し、その写しを事務局に提出するものとする。

締結日		令和 年 月 日
【甲】 ※4 補助事業者	住所	〒
	事業者名 (給湯省エネ事業者)	
	代表者氏名※4	社印
【乙】 ※4 共同事業者	補助金還元方法 △ いずれかに☑がない場合、受理されません。	<p>【甲】【乙】が同意した内容について、【乙】が記入してください。</p> <input type="checkbox"/> 本件契約に係る乙の甲に対する債務(支払)に充当する方法 <input type="checkbox"/> 甲が乙に現金で支払う方法
	住所	〒
	氏名※4 (工事発注者等) ※法人は会社名	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡※5 した契約者(本来の共同事業者)の法定相続人である
	省エネ効果の情報提供 △ 記入がない場合、受理されません。	対象機器の導入による住宅の省エネ効果について、【甲】からどのような情報提供を受けたか※7 以下に具体的に記入してください。
	共同事業者が個人であり、本導入に係る契約の締結日が令和 6 年 4 月 16 日以降の場合のみ Jクレジット制度の参加表明 △ 記入がない場合、受理されません。	<p>補助対象の導入による温室効果ガス排出削減効果について、 ①②いずれかの方法によりJクレジット化を実施する予定です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input checked="" type="checkbox"/> ① 事務局が指定する J-クレジット事業実施団体 (J-クレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体をいう。)に入会予定 <input checked="" type="checkbox"/> ② 地方公共団体又は民間団体等が管理するプログラムに入会予定・入会済 <p style="text-align: center;">プログラム名 △ 記入がない場合、受理されません。</p> </div> <p>※ ①を選択した場合、団体への入会手続きは事務局が行います。 甲及び乙は、個人情報を含む交付申請の情報のうち、当該入会手続きに必要な情報について、J-クレジット事業実施団体及び国へ提供されることに同意したことになります。 ※ ②を選択した場合、自身で参加するプログラムを探す必要があります。(参考：https://japancredit.go.jp/project/index.php#result) (該当するプログラムがない場合、①を選択してください) ※ ZEH 補助金等、他のプログラムに入会しており、本事業の補助対象である給湯器の温室効果ガス排出削減効果が、既にクレジット化されている又は見込みである場合も②に記載してください。</p>

※4：契約書の締結者と同じ者が記名及び社印を押印(個人事業主は実印)してください。本規約に署名する甲の代表者は、必ずしも甲の代表取締役である必要はありません。

※5：死亡したことが確認できる住民票の除票の写し等を交付申請時に添付する必要があります。

※6：乙が個人であり、本人が自筆の署名をする場合、押印は任意とします。乙が法人である場合は押印が必要です。

※7：消費者等への住宅の省エネ効果に関する情報提供や説明は、給湯省エネ事業者の義務です。

給湯省エネ 2024 事業事務局 殿

給湯省エネ 2024 事業 共同事業実施規約

給湯省エネ 2024 事業(以下、「本事業」という。)に係る補助金(以下、「本補助金」という。)の交付を受けるため、甲(「給湯省エネ事業者」として登録を受けた施工業者等^{※1})並びに乙(本補助金に係る高効率給湯器等の導入に係る契約(以下、「本件契約」という。)を甲と締結する者^{※2})は、互いに以下の共同事業実施規約(以下、「本規約」という。)に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

※1: 機器の売買を含む工事請負契約(建設業法が定める工事請負契約に相当する内容を含む内容であれば、売買契約書、発注書/請書、工事請負契約書でも構わない)の元請事業者またはリース契約のリース事業者のこと(乙に電力又はガスを供給するエネルギー小売事業者を含む)

※2: 機器の売買を含む工事請負契約(建設業法が定める工事請負契約に相当する内容を含む内容であれば、売買契約書、発注書/請書、工事請負契約書でも構わない)の発注者またはリース契約のリース契約者のこと

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認します。

第1条(要件等の確認)

甲及び乙は、本補助金の交付規程及びマニュアル類等(以下、「交付規程等」という。)をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。

2 甲及び乙は、以下の①から⑩の全ての事項について、了解する。

- ① 本補助金の交付申請が不備なく完了するまでに本補助金の予算が終了した場合、本補助金の交付を受けられないこと。
 - ② 本補助金の補助対象となる高効率給湯器等(以下、「補助対象製品」という。)の導入(以下、「本導入」という。)に対して、子育てエコホーム支援事業を含む国庫補助を財源とする他の補助金との併用は行わないこと(子育てエコホーム支援事業において、新築住宅の補助を受けている場合を含む)。
 - ③ 国及び給湯省エネ 2024 事業事務局(以下、「本事務局」といい、国と総称して「事務局等」という。)が前号に違反する疑いがあると認めた場合、事務局等は、併用が疑われる他の補助事業の所管先に対して、本導入について甲及び乙が提出した本補助金の交付申請(以下、「本交付申請」という。)の情報を提供する場合があること。
 - ④ 交付規程等に反して、若しくは怠慢、虚偽の申告及びその他の不正な手段(以下、「不適切な行為」という。)により、本補助金の交付を受け、又は受けようとしてはならないこと。また、相手が不適切な行為を行っている、又は行おうとしていることを知ったときは、直ちに本事務局に報告しなければならないこと。
 - ⑤ 事務局等が前号に違反する疑いがあると認めた場合、事務局等は、本交付申請において本事務局に提出した書類の発行元に対して、本交付申請の情報を提供する場合があること。
 - ⑥ 乙は、本導入により設置した補助対象製品を善良な管理者の注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を行わなければならないこと。
 - ⑦ 甲及び乙は、補助事業の完了から6年間、本事務局の承認なく、本導入により設置した補助対象製品を、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は不当に廃棄してはならないこと(本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く)。
 - ⑧ 甲及び乙は、事務局等が、本補助金の適正かつ円滑な運営のために行う調査(本導入を行った住宅への現地確認を含む。)に協力しなければならないこと。
 - ⑨ 事務局等が、本事業の効果検証を行う場合、甲及び乙は事務局等に協力すること。
 - ⑩ 共同事業者が個人であり、本件契約を令和6年4月16日以降に締結している場合、補助対象製品の導入による温室効果ガス排出削減効果の「Jクレジット化」のために、「Jクレジット事業実施団体(Jクレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体をいう。)」若しくは地方公共団体又は民間団体等が運営、管理する「Jクレジット制度」に基づく排出削減事業(プログラム)に参加する意思を表明しなければならないこと。
ただし、ZEH補助金等、他のプログラムに入会しており、本事業の補助対象である給湯器の温室効果ガス排出削減効果が、既にクレジット化されている又は見込みである場合を除く。
- ⑪ 前号に違反した場合、本補助金及び他の国庫補助金の交付を受けられないことがあること。
- ⑫ 甲から本事務局に提出した乙の個人情報の利用、保存及び管理には、(i)住宅省エネ 2024 キャンペーンのプライバシーポリシー及び(ii)本事業のプライバシーポリシーが適用されること。
(i) <https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/privacy/>
(ii) <https://kyutoku-shoene2024.meti.go.jp/privacy/>

第2条(申告)

甲及び乙は、以下の①及び②に該当しないことを互いに申告する。なお、②については、甲の役員等(実質的に経営に関与する者を含む、以下同じ)、乙が法人である場合は乙の役員等が該当しないことを含む。

- ① 過去、国庫補助金において、不適切な行為により補助金の交付停止や返還等の処分を受け、本事業への参加や補助金の交付に制限を受けている者(団体を含む)
- ② 暴力団若しくは暴力団員である、又は暴力団若しくは暴力団員と不適切な関係にある者

第3条(交付申請等)

本補助金における交付申請等の一切の手続きについて、乙は甲に委託し、甲はこれを受託する。委託を受けた甲は、本規約締結後遅滞なく本補助金の交付申請等の手続きを行い、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

- 2 甲及び乙は、本規約締結後交付申請が不備なく完了するまでの間、事務局が本補助金のホームページで公表する本事業の執行状況及び予算の執行状況について、随時確認するものとする。

第4条(本補助金の支払と還元)

甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。(本補助金は、本事務局が甲の提出した交付申請に交付決定を行った後、原則、補助金支払日として指定する日に甲に交付される。)

- ① 本件契約に係る乙の甲に対する債務に充当する方法
 - ② 現金で支払う方法
- 2 前項の規定は、補助金の還元前に乙が死亡した場合、甲が乙の相続人に交付された本補助金を還元することを妨げるものではない。
 - 3 補助金支払日以前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局は、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。破産手続開始決定前においては、破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあると事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する場合がある。
 - 4 甲は、第1項の補助金支払日までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。第1項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知するものとし、当該受領期限までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとする。

第5条(本規約の解除)

乙は、甲が以下の①～③のいずれかに該当する場合、甲に書面で通知することにより、本規約を解除することができる。

- ① 甲が破産手続開始の申立てを行い、又はかかる申立てを行うおそれがあると事務局が合理的に判断した場合
 - ② 甲が事務所、店舗、営業所等をすべて閉鎖した場合、その他甲が事業を継続していることが確認できない場合
 - ③ 甲が乙及び事務局等からの連絡に正当な理由なく応答しない場合
- 2 前項に基づき乙が本規約を解除するにあたっては、乙は事前に本事務局に対してその旨を通知するものとする。
 - 3 第1項に基づき乙が本規約を解除した場合には、事務局等は、その裁量により、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。

第 6 条(本補助金の申請ができない場合等の取り決め)

甲及び乙は、以下の①～④に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わなければならない。
① 交付申請が不備なく完了する以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合
② 第 1 条第 2 項⑩により本補助金の交付を受けられない場合
③ 第 2 条において虚偽の申告をした場合
④ その他、本事務局が本補助金の交付目的に反すると判断し、本補助金の交付を行わなかった場合
2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

第 7 条(補助金の返還等)

第 1 条第 2 項⑩により補助金の交付を受けることができなくなった場合、本事務局は、本交付申請に対して補助金を交付せず、又は本交付申請に対する交付決定を取り消し、交付済みの補助金について、返還を求める。
2 甲及び乙は、本補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。
3 事務局等は、本条第 1 項に定める本補助金の返還命令、第 4 条第 2 項に定める補助金の還元に関する紛争、その他甲及び乙、並びに第三者との間で生じた紛争、並びにその他一切の損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに異議を申し立てないものとする。

令和 6 年 2 月 29 日 制定
令和 6 年 3 月 15 日 改定^{※3}

※3：令和 6 年 4 月 15 日以前に契約する補助事業は、令和 6 年 2 月 29 日制定の書式でも交付申請が可能です。
令和 6 年 4 月 16 日以降に契約する補助事業は、令和 6 年 3 月 15 日改定の書式でのみ交付申請が可能です。

甲及び乙は、本書を 2 通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ 1 通を保管し、その写しを事務局に提出するものとする。

締結日		令和 6 年 ● 月 ● ● 日
【甲】 ※4 補助事業者	住所	〒 100 - xxxx 東京都千代田区 △△町 1-1-1
	事業者名 (給湯省エネ事業者)	給湯省エネ株式会社
	代表者氏名 ^{※4}	給湯 太郎
【乙】 ※4 共同事業者	補助金還元方法 △ いずれかに□がない場合、受理されません。	<input type="checkbox"/> 本件契約に係る乙の甲に <input checked="" type="checkbox"/> 甲が乙に現金で支払う方
	住所	〒 100 - xxxx 東京都港区 △△町 1-1-1
	氏名 ^{※4} (工事発注者等) ※法人は会社名	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡 ^{※5} した契約者(本来の共同事業者)の法定相続人である 省エネ 二郎
	省エネ効果の情報提供 △ 記入がない場合、受理されません。	対象機器の導入による住宅の省エネ効果について、【甲】からどのような情報提供を受けたか ^{※7} 以下に具体的に記入してください。 (得られた知識や、より効率的な機器の使い方など、省エネに関して情報提供を受けた内容を自由に記入してください。記入がない場合、書類の不備となります。)
	共同事業者が個人であり、本導入に係る契約の締結日が令和 6 年 4 月 16 日以降の場合のみ Jクレジット制度の参加表明 △ 記入がない場合、受理されません。	補助対象の導入による温室効果ガス排出削減効果について、 ①②いずれかの方法によりJクレジット化を実施する予定です。

共同事業者として交付申請を行う方(死亡した契約者の法定相続人)の氏名を記入してください。

○: 省エネ 二郎 (法定相続人)
×: 省エネ 一郎 (死亡した契約者)

死亡したことが確認できる書類は、「契約書」*の添付タイプに添付して提出してください。

*工事請負契約書・リース契約書等

※4：契約書の締結者と同じ者が記名及び社印を押印(個人事業主は実印)してください。本規約に署名する甲の代表者は、必ずしも甲の代表取締役である必要はありません。
※5：死亡したことが確認できる住民票の除票の写し等を交付申請時に添付する必要があります。
※6：乙が個人であり、本人が自筆の署名をする場合、押印は任意とします。乙が法人である場合は押印が必要です。
※7：消費者等への住宅の省エネ効果に関する情報提供や説明は、給湯省エネ事業者の義務です。